

総合評価方式における評価基準見直しについて

1 「同一市町村内工事実績」の評価基準見直しについて 【工事】

工事における「同一市町村内工事実績」の評価基準については、「過去 10 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において公共工事の工事実績がある場合」としてはいますが、評価対象期間が 10 年と長く、工事件数も 1 件のため該当する応募者が多く、特に一般土木工事や舗装工事に参加する企業の得点割合が非常に高い状況にあります。

このことから、一般土木工事及び舗装工事について、**地域貢献の適正な評価**の観点から以下のとおり評価基準を見直します。

なお、県以外の発注者（国、市町村等）が発注した公共工事の実績も対象となります。

	改正後（平成 28 年 4 月以降）	現行（平成 28 年 3 月まで）
評価基準	【一般土木・舗装の場合】 過去 3 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において 2 件以上の公共工事の工事実績がある場合 【その他の発注種別の場合】 過去 10 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において 1 件の公共工事の工事実績がある場合	過去 10 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において公共工事の工事実績がある場合
配点 (簡易型・標準型)	【一般土木・舗装の場合】 ・過去 3 年以内に 3 件以上 ⇒ 2.5 点 ・過去 3 年以内に 2 件 ⇒ 1.5 点 【その他の発注種別の場合】 2.5 点	2.5 点
配点 (特別簡易型・復興型)	【一般土木・舗装の場合】 ・過去 3 年以内に 3 件以上 ⇒ 1.0 点 ・過去 3 年以内に 2 件 ⇒ 0.5 点 【その他の発注種別の場合】 1.0 点	1.0 点

2 建築設計における配置予定技術者の評価基準見直しについて【測量等委託業務】

建築設計委託業務における「配置予定技術者の資格の保有」の評価については、一級建築士と二級建築士を保有している場合としており、資格の保有期間に応じて評価が変わってくる評価基準となっていますが、

- ① 一級建築士合格者の平均年齢が 32 歳（H27 年実績）であり、現行の評価基準では若手技術者による応札が敬遠されがち。

このことから、**若手技術者による応札機会を増やす**観点から以下のとおり評価基準を見直します。

改正後（平成 28 年 4 月以降）		現行（平成 28 年 3 月まで）	
評価基準	配点	評価基準	配点
一級建築士 <u>10 年以上</u>	4.0 点	一級建築士 18 年以上	4.0 点
一級建築士 <u>5 年以上 10 年未満</u>	3.0 点	一級建築士 13 年以上 18 年未満	3.0 点
一級建築士 <u>5 年未満</u>	2.0 点	一級建築士 8 年以上 13 年未満 二級建築士 13 年以上	2.0 点
二級建築士 <u>4 年以上</u>	1.0 点	二級建築士 8 年以上 13 年未満	1.0 点

※表に記載の配点は簡易型技術者型の場合を記載。他の類型の場合も配点の変更なし。